第三十九条の四十四第一号中「この項及び次項」を「この項」に改め、同号イ中「）で」を「）で、」に改め、同条第二項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の十四第八項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「法第六十八条の十四第一項に規定する特定事業の用に供した」に、「法第六十八条の十四第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条の四十四の二第一項を削り、同条第二項第一号中「この項及び次項」を「この項」に改め、同号イ中「）で」を「）で、」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十四の二第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「法第六十八条の十四の二第一項に規定する特定国際戦略事業の用に供した」に、「法第六十八条の十四の二第二項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条の四十四の三第二項第一号中「この項及び次項」を「この項」に改め、同条第三項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十四の三第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は製作し、若しくは建設した」を「法第六十八条の十四の三第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条の四十五の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第二項第一号中「この項及び次項」を「この項」に改め、同条第三項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十五第七項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、「供用年度」を「連結事業年度」に、「取得し、又は建設した」を「事業の用に供した」に改める。

第三十九条の四十五の二の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第一項中「第六十八条の十五の二第一項第一号及び第二号」を「第六十八条の十五の二第一項第一号イ」に、「は」を「は、適用年度（同条第四項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）前の各連結事業年度のうち法第六十八条の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度のうちいずれかにおいて同項第一号イに規定する認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該計画の認定に係る法第六十八条の十五の二第四項第二号に規定する特定業務施設（以下この条において「特定業務施設」という。）につき既に法第六十八条の十五の二第一項第一号イに規定する特定新規雇用者等数（以下この項において「特定新規雇用者等数」という。）の合計が二人以上であつたこと並びに当該各連結事業年度が同条第一項の連結親法人及びその各連結子法人の同条第四項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）の合計若しくは同項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（以下この項及び第二十四項において「地方事業所基準雇用者数」という。）の合計が零に満たない連結事業年度に該当しないこと又は適用年度前の連結事業年度に該当しない事業年度若しくは適用年度前の連結事業年度（当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人の連結事業年度に限る。）のうちいずれかにおいて当該事業年度若しくは連結事業年度（以下この項において「加入前事業年度」という。）を有する連結法人（法第六十八条の十五の二第一項に規定する認定事業者であるものに限る。以下この項において同じ。）の当該計画の認定に係る特定業務施設につき既に特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと並びに当該各連結事業年度が当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計若しくは地方事業所基準雇用者数の合計が零に満たない連結事業年度に該当しないこと、当該加入前事業年度後の連結事業年度に該当しない事業年度が当該加入前事業年度を有する連結法人の当該事業年度を連結事業年度とみなした場合における基準雇用者数若しくは地方事業所基準雇用者数が零に満たない連結事業年度に該当しないこと並びに当該加入前事業年度後の連結事業年度が当該加入前事業年度を有する連結法人の基準雇用者数若しくは地方事業所基準雇用者数が零に満たない連結事業年度に該当しないことが確認できる」に改め、同条第二項中「第六十八条の十五の二第一項第一号ハ」に改め、「他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として」を削り、同条第三項中「第六十八条の十五の二第二項第一号」を「第六十八条の十五の二第一項第二号イ及びロ」に、「第一項に規定する」を「財務省令で定める」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(1)(ii)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、同号ロ(1)(ii)の連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設（同号ロ(1)(ii)に規定する移転型特定業務施設をいう。以下第六項までにおいて同じ。）において適用年度に新たに雇用された特定雇用者（同条第四項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

5　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(ii)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、同号ロ(2)(ii)の連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者（同条第四項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十二項までにおいて同じ。）で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第三十九条の四十五の二第八項を削り、同条第七項中「第六十八条の十五の二第五項第二号」を「第六十八条の十五の二第四項第三号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第六十八条の十五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第二項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に、「同条第三項各号に掲げる連結法人」を「同条第二項に規定する認定連結法人」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「若しくは第二項」を削り、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十八条の十五の二第一項第二号ロ(2)(iv)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロ(2)(iv)の連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における適用年度の基準雇用者の数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第三十九条の四十五の二第九項中「第六十八条の十五の二第五項第七号」を「第六十八条の十五の二第四項第六号」に、「同項第一号」を「適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に同条第一項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「同号に規定する」及び「（以下この条において「計画の認定」という。）」を削り、「のみ」を「（次項及び第十一項において「適用対象特定業務施設」という。）のみ」に改め、同条第二十三項中「の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一条の十八第一項各号列記以外の部分」を「において準用する法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号」に改め、「及び法第六十八条の十五の二第十項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「第六十八条の十五の二第二項の」を「第六十八条の十五の二第一項の」に改め、同号イ中